

1 議会への多様な人材参画及び議会の機能強化

1 議会への多様な人材参画

(1) 議会のなり手不足対策への支援

- ① 議員のなり手不足による地方自治の弱体化が、将来的に我が国の民主主義にも影響を与えることを踏まえ、町村議会が行うなり手不足対策に財政支援を行うこと。

また、町村及び都道府県に対しても、町村議会議員のなり手不足対策を行うよう助言するとともに、これらの取組に対する支援を行うこと。

- ② 議会等が行う女性議員が活動しやすい環境整備の取組に対する支援を行うとともに、女性の立候補を後押しするための情報提供および支援制度を構築すること。

(2) 低額な議員報酬の改善

- ① 町村議会の議員報酬は、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であることから、長との均衡を考慮し、若者や女性、会社員などが議会に参画できるよう、議員報酬に生活給的要素が含まれることを明確にすること。

- ② 低額な議員報酬を改善するため、議員報酬の改定を行った町村については、議会費の増額が当該町村の行財政運営に影響を与えることがないよう財政措置を講じるとともに、地方交付税算定における議員報酬単価を引き上げること。

- ③ 特別職報酬等審議会において適正な審議が行われるよう、議会の活動状況を把握している者を委員に任命すること、及び審議の過程で議会側に意見陳述の場を付与することを町村長に助言すること。

議員報酬額の審議にあたっては、以下のことに留意するよう併せて通知すること。

- ・ 類似団体や近隣町村との単純な比較によることなく、議会・議員の活動状況を踏まえて議員報酬の水準を決定すること。
- ・ 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること。

(3) 厚生年金への地方議会議員の加入

国民の幅広い政治参加や地方議会への多様な人材参画を促進する観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

(4) 休暇・休職・復職制度の整備

若者や女性、会社員など多様な人材の議会への参画を促進するため、議員への立候補や議会・議員活動のための休暇・休職制度と議員退職後の復職制度を整備すること。

(5) 主権者教育の推進

地方自治法の改正により地方議会の役割及び議員の職務等が明文化されたことも踏まえ、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すため、主権者教育を一層推進し、更なる地方議会の啓発を行うこと。

(6) 政治分野の男女共同参画の推進

政治分野の男女共同参画推進法に基づき、議会が実施する家庭生活との両立支援のための環境整備、セクハラ・マタハラ防止に資する研修の実施や相談体制の整備等に対する支援を行うこと。

(7) 議会のデジタル化への支援

「オンライン会議」による委員会の開催、タブレット端末等を活用した議会運営、音声認識システムを利用した会議録の作成、インターネットを活用した議会情報の公開や議会中継など議会のデジタル化への取組に対する技術的・財政的な支援を行うこと。

また、本会議における「オンライン」の出席については、地方議会の意見を踏まえ、丁寧な検討を進めること。

(8) 地方議会議員に係る選挙制度の改正

① 国民の幅広い政治参加や地方議会への多様な人材参画を促進する観点から、被選挙権年齢を引き下げること。

② 市町村議会議員の欠員が議員定数の6分の1を超えない場合の補欠選挙においては、「同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき」（首長選挙）のみではなく、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙の場合にも行うことができるようにすること。

< 現況・課題 >

町村議会は、地域が抱える様々な課題の解決に向け、多様な住民の声を集め、その負託にこたえて議論を重ね、地方公共団体の意思決定を行うなど、日々、精力的に活動しています。

しかしながら、近年の町村議会議員選挙においては、投票率の低下とともに、無投票当選者の割合が増加し、一部の町村では定数割れも生じるなど、議員のなり手不足が深刻化しています。

全国町村議会議長会が、令和6年3月にとりまとめた報告書では、議員のなり手不足は、町村議会だけでなく、町村全体、都道府県・国にも及ぶ問題であることから、議会における取組に加え、町村長や都道府県など様々な主体と協働して対策を講じる必要があると指摘しています。

よって、国は、町村議会の取組に財政支援を行うとともに、町村議会と様々な主体が協働して議員のなり手不足対策に取り組むよう積極的に助言を行うとともに、これらの取組に対する支援を行う必要があります。

議員のなり手不足の原因は、複雑かつ多岐にわたりますが、大きな要因のひとつとして、若者や女性、会社員など誰しものが活躍できる環境整備が十分でないことが挙げられます。

特に、町村議会の構成（令和6年7月1日現在）で、女性が占める割合は14%と依然として低く、住民の構成と比較して多様性を欠いており、女性議員を増やすことが、多様性の確保とともに、なり手不足解消の決め手になると考えられています。

また、低額な議員報酬の改善も、多様な人材が活躍する環境整備に有効な手段のひとつであると考えられます。町村議会議員の職務は、専門性が高く重い責任を伴い、単なる名誉職ではなく職業としての要素が広く認識されるため、議員報酬に生活給としての要素が含まれていることを明確にする必要があります。

その他、地方議会議員の厚生年金や休暇・休職・復職制度の整備により、多様な人材が議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境整備についても早急に実現を図るべきです。

令和5年4月の地方自治法改正により、議会の役割と議員の職務が明確化されたことを踏まえ、地方議会に対する住民の理解と関心を深めるため、主権者教育を一層理解することが重要です。

令和3年6月に成立した「政治分野の男女共同参画の推進に関する法律」により、地方公共団体の議会も、家庭生活との両立支援のための環境整備や、性的な言動に起因する問題の発生防止に資する研修の実施等に取り組む必要がありますが、町村は自主財源が乏しいことから、これら取組に対する支援が必要です。

地方議会におけるデジタル化への取組が各地で行われておりますが、町村においては、人的・財政的にも不足しており、デジタル化に向けた環境を整備することが困難な状況にあるため、国において技術的・財政的な支援を行う必要があります。

2 議会の機能強化

(1) 議会と長の関係の見直し

① 二代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきであり、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。

② 条例・予算に係る一般再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めること。

(2) 議会事務局体制の強化

議会の政策立案やチェック機能を強化するため、町村の議会事務局を必置制とするとともに、事務局体制強化のため、議会費に対する財政措置を充実強化すること。

(3) 意見書の積極的活用

地方議会の意見書については、調査・分析の上、積極的に国の政策立案に活用するとともに、その結果を公表すること。

また、各省庁は地方議会からの意見書のオンライン提出が可能となるよう、受理体制を整備すること。

< 現況・課題 >

日本国憲法においては、地方公共団体の基本構造として、いわゆる二代表制を採用しています。しかしながら、幾度の改正を経た現行の地方自治法においても、議会が活動するためには長の招集がなければならず、議会の自律性の観点からも権能が制限されています。

議長に招集権を付与することにより、議会が自ら必要と判断する時期に機動的に活動ができることとなります。

議会の議決などに異議がある場合、長が議会に対して審議と議決のやり直しを求める一般再議制度については、平成24年の地方自治法改正により一般再議の対象が総合計画など条例・予算以外の議決事件まで拡大し、これらの再議条件が過半数とされたところですが、条例・予算の再議決には、3分の2以上の多数が必要としており、長に優位な拒否権となっています。これを過半数とすることで、執行と議決の均衡が保たれることが期待されます。

町村の議会事務局は、地方自治法において「条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。」と規定されており、必置ではありません。

また、地方公共団体の職員については原則として長が人事権を持っており、財政状況や長の政策により議会事務局職員数にも影響があります。

このため、議会事務局は執行部から独立した機関であることを法に規定することで、議会事務局が中立公正の立場で議会活動を支えることが可能となります。

意見書には、地方が抱える問題解決に対する切実な思いが込められていることから、これを調査・分析し、国会や関係行政庁における政策立案に積極的に活用するとともに、意見書が活用され、その結果がフィードバックされれば、地方議会の政策立案に資すると考えられることから、意見書の活用結果を公表する仕組みを構築すべきです。

また、令和5年4月の地方自治法改正により地方議会に係る手続きのオンライン化が可能となり、意見書においてもオンライン提出が可能となったところですが、多くの省庁において依然として受理体制が整っていないことから、この体制を整備し、より広く地方からの意見・提言を聴取し、政策に反映させる必要があります。

2 災害に備えた公共事業の推進

- 1 頻発化・激甚化する自然災害に備え、山林や河川等の地域の実態に応じて治山・治水・砂防事業等を一体的かつ効果的に推進するとともに、防災・減災の観点から、緊急輸送路や高速道路網、橋梁、上下水道、利水施設等の整備を促進すること。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画に基づき、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

災害復旧事業については、再度災害を防止するため、改良復旧による整備を積極的に推進するとともに、復旧事業の採択基準の緩和や災害査定等の手続きの簡素化など、早期の復旧に取り組めるよう柔軟な対応を図ること。

- 2 「緊急浚渫推進事業」については、河川の氾濫による浸水被害等を防止するため、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、対象事業を拡充し、引き続き十分な財源を確保すること。

- 3 令和7年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、全国的な防災・減災事業を確実に実施する必要があることから、事業期間の延長を図るとともに、対象事業を拡充し、引き続き十分な財源を確保すること。

<現況・課題>

我が国は地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害が発生しやすい国土です。近年頻発・激甚化する大規模な自然災害の被害を最小限に食い止めるため、大震災やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災事業の強化が急務です。

今後起こりうる災害に備えた法整備や対策の整備とあわせ、自治体が、防災・減災の公共事業に柔軟かつ確実に取り組めるような更なる財政支援が必要です。

また、国土強靱化基本計画に位置付けられた防災・減災及び第1次国土強靱化実施中期計画については頻発・激甚化する災害に対応するため、十分な財源確保が必要です。

3 安心・安全な住民の暮らしの確保

1 防災・減災対策等の強化

- (1) 大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギー供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。
- (2) 災害時に避難所として使用される体育館等における耐震化、空調設備の設置、非常用電源の整備や、災害対応の中核的役割を担う役場庁舎の建替え・耐震化に対し財政支援を強化すること。
- (3) 非常用物資の購入に要する経費については普通交付税により措置されているが、地域によっては大規模災害時には、道路の寸断等が発生し、支援物資の搬入に時間を要することが想定され、より多くの物資を備蓄する必要があるため、十分な財政支援措置を講じること。
- (4) 地域防災力を一層強化するため、消防団及び自主防災組織等の装備の充実等活動環境の整備に係る支援を拡充すること。また、消防団の安定的な運営を図るため、消防団員の報酬等に係る財政措置を充実、強化すること。

<現況・課題>

災害発生の際、電柱倒壊による停電や交通網の寸断は、被災地域だけでなく、被災地域以外でも住民の生活に大きな影響を与えることから、道路ネットワークの機能強化や無電柱化等の取組が必要です。

さらに、住民の避難先として使用される体育館等施設については、避難所として使用するために耐震化や空調設備の設置等が必要な施設が存在しています。

非常用物資について、町村が所在する地域によっては災害時に道路の寸断等が想定されるため、より多くの物資を備蓄するための十分な財政措置が必要です。

消防団は、火災の際の消火活動や救助活動のみならず、近年、災害が多様化・大規模化する中で、避難誘導、安否確認、啓発など多様な役割を担っていますが、団員数は年々減少しています。団員の減少による地域防災力の低下を防ぎ今後の活動を支えるために、団員の処遇改善が必要です。

2 住民の安全・安心な暮らし

- (1) 誰もが安心して暮らせる犯罪のない安全・安心の街づくりの推進に対する適切な措置を講じること。
- (2) 防犯灯の LED 化や防犯カメラの設置について、円滑に実施できるよう町村と連携して適切な措置を講じること。
- (3) 地域住民からのカスタマーハラスメントをはじめとした行政対象暴力に対する適切な措置を講じること。

＜現況・課題＞

住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するためには、犯罪等を根絶し、住民生活の安全対策の充実・強化を図る必要があります。

最近では過疎の地域を狙った犯罪等も見られ、地域から防犯灯の LED 化や設置等の要望が寄せられるものの、すぐに対応できないといった事例も散見されるため、地域の取組に対する財政支援を充実させることが必要です。

また、ハラスメントに関しては、町村職員に対する地域住民等からのカスタマーハラスメントをはじめとした行政対象暴力も発生しており、適切な措置が求められています。

4 地方創生の更なる推進

1 人口減少対策の推進

- (1) 「地方創生」や「デジタル田園都市国家構想」などの取組を検証し、人口減少の克服と東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。

若者や女性の地域での就業を実現し都市と地方の所得格差を是正するため、国が主導して様々な企業・大学・政府機関の地方移転と稼げる産業の地方分散を強力に推進すること。

- (2) 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、町村を積極的に支援すること。

地域おこし協力隊制度について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、退任後の起業支援や地域の伝統産業の事業承継の支援などを拡充すること。

- (3) 若者・子育て世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備を目的とした地域少子化対策重点推進交付金の拡充や、町村が地域の実情に応じて実施する取組に対する更なる財政支援等の充実を図ること。

学校給食費の無償化を実施するに当たっては、小学校・中学校の同時実施を前提とした具体的方策を早期に示すとともに、費用負担については全額国費で措置すること。

＜現況・課題＞

我が国においては急速な少子化が進んでおり、世帯人数の減少や地域社会の活力の低下、生産年齢人口や労働力人口の減少等から、経済成長へのマイナスの影響や社会保障に対する現役世代の負担の増大が懸念されています。

人口減少を克服するためには、大都市圏の一極集中を是正し地方への人口還流を促進するなど、国が主導する政策展開と、地方の受け入れ体制の充実が必要不可欠です。さらに少子化対策を着実に推進するためには、結婚、妊娠、出産、子育てにおける切れ目のない支援施策の充実をはじめ、雇用の安定など、地方の取組みに対する財政支援を充実させることが必要です。

国は令和5年12月に「こども未来戦略」を決定、令和6年度からの3年間に実施するこども・子育て応援の強化策を盛り込んだ「こども・子育て支援加速化プラン」を実施しています。

県においても、令和6年12月に「信州未来共創戦略」を策定し、若者や女性が活躍できる社会づくり等に向けて、県、市町村、産業界などが一丸となって全県的に取組みを進めています。

2 効率的かつ効果的な行政サービスの提供に向けた取組

- (1) 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域において、連携協約を締結して定住の受け皿づくりに取り組む町村に対する財政支援措置の拡充を図ること。
- (2) 人口減少社会において、行政サービスを持続的かつ効率的に提供していくためには、自治体間の連携をより一層推進することが有効であることから、専門人材の確保や事務の共同実施などの方策について、強力的に推進すること。

＜現況・課題＞

市町村の行政体制は、広域連合、一部事務組合、機関の共同設置など様々な選択肢の中から、市町村が最も適した仕組みを自ら選択することが原則です。人口減少社会において行政サービスを持続的かつ効果的に提供していくためには、業務の効率化に加え、定住自立圏や連携中枢都市圏といった広域連携、自治体間の連携・協働による専門人材の確保や事務の共同実施などの取組みを、より一層推進する必要があります。

5 町村財政基盤の確立

1 地方交付税総額の充実・確保及び町村財政基盤の確立

- (1) 人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図り、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高や民間の賃上げ等に伴う人件費、委託費の増加等による財政需要を的確に反映し、町村が行財政運営を安定的に行えるよう、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。

- (2) 累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障を生じることのないよう、交付税措置率の引上げ等、万全の財源措置を講じること。

- (3) 過疎地域の多様な財政需要に対応するため、物価上昇等の社会経済情勢を考慮した上で、過疎対策事業債の必要額を確保するとともに、地域の再生・活性化に有効なソフト分の発行限度額を引き上げること。

また、辺地対策事業債は、地方債計画額及び対象事業を拡充するとともに、人口減少に伴う辺地地域の人口要件の緩和を行うこと。

- (4) 過疎地域と非過疎地域が共同で実施する広域連携事業や広域的に活用される施設整備については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用とならない小規模町村に対する財源措置の充実を図ること。

<現況・課題>

町村が自主的・主体的な地域づくりに取り組むとともに、地域の実情に応じた社会保障サービスや、住民の命を守る防災・減災対策等を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保や偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税率の引上げなど、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の確立が不可欠です。

また、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の下、過疎地域が持つ多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要です。

町村は、厳しい財政運営を強いられる中、地域経済、社会活動の回復に向けた取組や、公共料金の減免や学校給食費の無償化などを実施しており、継続した財政措置が必要です。

2 財源の充実・確保

- (1) ゴルフ場利用税は、財源に乏しく山林原野の多い町村において貴重な財源となっている。ゴルフ場所在町村は、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、環境対策等、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠であるため、現行制度を堅持すること。

- (2) 税負担軽減措置等について、税負担の公平性や町村財政を支える安定した基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し所要の見直しを行うこと。

特に、近年の居住形態の変化を踏まえ、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すること。

- (3) 育成就労制度の在留資格を活用した在留外国人の増加が今後予想されるため、在留期間の更新及び出国時の審査に税及び保険料の納付等を要件とするなど、市町村民税等の滞納を防止するための対策を講じること。

- (4) 個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合には、「地域社会の会費」的な性格を踏まえるとともに、地方税財源への影響を勘案し、町村の財政運営に支障が生じないように、必要な安定財源を確保すること。

3 町村自治の確立

- (1) 国が制度の創設・拡充を行うに当たっては、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守するとともに、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

また、全国一律の基準により実施する給付金等については、国が直接事務を行うこと。やむを得ず町村に対応を求める場合には、事務負担を最小限とし、給付に係る事務費は国が全額負担すること。

- (2) 補助金や交付金の申請手続きについて、簡素化や様式の統一化に加え、DXの活用を推進するなど、町村の事務負担の軽減を図ること。

<現況・課題>

県内では、在留外国人等が不足する地域産業の担い手等の一翼を担っている地域も見られます。しかし、出国の際に市町村民税の徴収が間に合わない事例や、出国後に新規課税が発生し即滞納となる事例も見られ、公平な税負担に支障をきたす恐れがあります。

令和7年度与党税制改正大綱において、個人住民税については、地方税財源への影響等を総合的に勘案し給与所得控除の最低保障額を引き上げるなどとされたため、さらなる見直しを行う場合に町村の財政運営に支障が生じないよう、必要な安定財源の確保を求める必要があります。

国が地方に係る制度の創設・拡充等を検討する場合には、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守するとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を生かした地域づくりができる仕組みにしていくことが必要です。

また、全国一律の基準により実施する給付金事務については、町村にとって負担となっていることから、国の直接執行又は国による事務費の全額負担を求めるものです。

自治体DXが求められ、ガバメントクラウドの活用等に向けた準備も進められていますが、補助事業の申請等に当たって、デジタルの活用が一部ではなかなか進んでいません。

6 地域公共交通の維持・確保

1 地域公共交通対策の充実

- (1) 路線バスや地域鉄道等は、地域住民の通院・通学・通勤などの日常生活に必要不可欠な移動手段である。しかし、交通事業者の経営状況は極めて厳しい状況にあることから、車両更新等設備投資に係る支援制度など地域の路線を維持するための補助経費や利用促進・活用を維持する取組に対し、十分な予算額を確保すること。

また、タクシーの運転手不足による夜間運行休止をはじめとした交通事業者の人材不足を解消するため、多様な人材が働きやすい環境の整備や、人材確保・定着のための支援の充実を図ること。

- (2) 交通空白地の解消に向け、自家用車活用事業（日本版ライドシェア）の実施を希望する、タクシーが不足する地域に対しては、引き続き円滑な導入に向けた支援措置を講じること。

- (3) 鉄道は、沿線自治体のみならず、広域にわたる公共交通であるとともに、観光など地域振興にも寄与する公共性の高い社会インフラである。路線の維持に向けた取組は、町村個々の対応や沿線自治体の連携だけでは限界があることから、国・県も積極的に関与するとともに、財政的支援を充実すること。

また、地域の実情を踏まえる中で、生活・観光拠点間における便数や特急の停車駅の増加など、鉄道の利便性向上を図るよう、JR など鉄道会社等に対し更に働きかけること。

2 地域広域・幹線バス路線の確保

地域交通の確保のための「地域公共交通確保維持改善事業」については、広域・幹線バス路線の補助金減額措置の撤廃及び地域内バス路線の補助上限額を廃止するなど制度の拡充を図るとともに、必要な財源措置を講じること。

< 現況・課題 >

超高齢化社会を迎え、地域公共交通の果たすべき役割は大きいにもかかわらず、利用者は減少しており、地域公共交通を確保・維持するため、町村は財政負担を強いられています。

町村では、地域内バス路線の確保・維持のため、「地域公共交通確保維持改善事業」を活用し運行欠損費の 1/2 が補助されることになっていますが、乗車密度や上限額設定による減額措置が行われ、補助額が十分とは言えない状況にあります。

7 教育環境の整備

1 小中学校の教員配置基準の拡充

- (1) 地域の実情に応じ、創意・工夫を凝らした教育を行うため、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、こどもたち一人一人を丁寧に指導するため、教員の質の向上を図ること。

また、小・中学校の消滅は地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。

- (2) 少人数学級の推進や複式学級の解消を計画的に進めていくに当たっては、町村の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた教職員の確保・質の向上を図ること。

その際、少人数指導、専科指導、生徒指導などを担う加配教員を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。

- (3) 小中学校の英語教育やプログラミング教育において、教員の養成と適切な配置を講じるとともに、ALT 等を積極的に活用するため、町村独自の民間委託による配置や英語支援アドバイザーに対する財政支援、地域人材の活用のための仕組みを構築すること。

2 ICT 教育の推進

- (1) ICT を効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT 環境整備に係る財政措置を継続・拡充するとともに、ICT 機器の保守管理や通信費等のランニングコスト及び学習用ソフトウェア等の購入費用について、財政措置を講じること。

- (2) GIGA スクール構想で整備された一人一台端末等の更新に係る費用については、財政支援の方針等を早期に示すとともに、国の責任において必要な財政措置を講じること。

3 学校部活動への支援

- (1) 部活動の地域展開及び地域連携については、教員を含む専門性や資質を有する指導者の人材確保や受け皿となる団体や活動場所等の環境整備が図られるよう、財政支援措置を講じるとともに、指導者等の育成を推進すること。

- (2) 地域のスポーツ団体等に生徒が参加する際は、会費や保険など新たに生じる保護者等の費用負担が課題になることから、国の責任において必要な財政措置を講じること。

4 特別支援教育等の充実

- (1) 小・中学校の普通学級における特別支援教育の充実及び医療的ケアを要する児童生徒に対する取組み等、障がいの有無によらず誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育の推進を図ること。

また、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対応するため、オンライン授業をはじめとした多様な学びを充実させること。

- (2) 増加する不登校児童生徒が学校以外で多様な学習機会を確保できるようにするため、フリースクール等民間施設やその利用者に対する経済的支援の在り方を早期に検討すること。

<現況・課題>

現在、国では小学校の学級編成標準を段階的に35人規模へと移行していますが、長野県では国に先駆けて取り組まれてきたところです。こうした背景もあって、本県は臨時的任用等の教員の数・割合が近年増加傾向にあります。正規教員の拡充を進めるとともに、教育の質を確保するために教員の処遇を改善する必要があります。

町村では、計画的にICT教育環境の整備を進めていますが、教育現場におけるICT活用への教員の認知度やICT活用指導力を有する人材が不足しているとともに、環境整備のための財源不足が懸念されます。

中学校部活動の地域移行については、地域での受け入れ団体の有無や指導者の育成・確保などの課題があるとともに、保護者の負担増などが懸念されます。

多様な学びを推進していくにあたっては、特別支援学級の教員配置基準の拡充や小・中学校における医療的ケアの充実、インクルーシブ教育の推進、フリースクールに対する支援、専門職の配置等の強化が必要です。

5 教育施設等の充実

老朽化した学校施設や公立社会教育施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え等、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化、バリアフリー化等の機能向上に対する財政措置を拡充すること。

また、地域や学校の状況に応じ、老朽化した施設の改修ではなく、代替施設として民間施設を活用する場合の、外部委託に伴う費用等に対して、必要な財政措置を講じること。

<現況・課題>

老朽化による施設の補強・修繕・改修は急務ですが、長寿命化改良事業が創設されたものの、事業の下限額により補助対象とならないケースや、実際の工事費に比べ補助単価が低いことから、多額の一般財源が必要となっています。また、各地域の教育施設等整備計画に基づく実施も併せて、補助単価の見直しや財政支援措置の充実が必要です。

8 デジタル化施策の推進

1 行政のデジタル化の推進

- (1) 地方公共団体の情報システム標準化については、各町村におけるシステム整備状況等置かれている状況は様々であり、進捗状況も異なることから、町村の意見を丁寧に聴き、状況に応じたきめ細やかで柔軟な対応を行うとともに、特に経費等に関する相談体制を充実するなど、円滑な移行、効率的な運用に向けた支援を強化すること。

- (2) 標準準拠システムへの移行費用について、デジタル基盤改革支援補助金では、町村ごとに上限額が定められ、システム移行に必要な額に達しない町村があることや、補助対象外とされている経費が多いことから、移行に係る新たな費用や影響を受けるシステムの改修費等、移行にかかる全ての費用を、国の責任において全額国費で措置すること。

システムの運用費用については、多くの町村で移行前より大幅に増加する見込みである。普通交付税措置では必要な費用を確実に措置することができないことから、移行前の運用費用を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。

- (3) 住民の利便性の向上や町村事務の効率化に向け、マイナンバーを活用した情報連携を円滑に実施するため、技術的及び財政的に十分な支援を行うとともに、マイナンバーカードの取得率を更に向上させるため、カードの利活用の機会を増やすなど住民がカード取得によるメリットを実感しやすい施策を展開すること。

また、マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けて、国民の制度への理解促進に向けた取組の強化等により、安心してサービスを利用できる環境を整えること。

- (4) 郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスの導入及び運営に係る経費に対する財政支援措置を継続・拡充すること。

- (5) 公金収納における eLTAX の活用など、デジタル化の推進については、システム改修費及び収納に係る経費等、これに伴って発生する経費については国の責任において確実に措置すること。

また、人的支援など地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。

2 情報化に向けた通信基盤の整備

条件不利地域等において町村が実施する光ファイバ等の基盤整備について必要な財政支援を拡充・継続するとともに、光ファイバや携帯電話の基地局等の整備を行う事業者への財政支援を拡充すること。

また、町村においても利活用のニーズが予測されるローカル 5 G の普及促進に努めること。

<現況・課題>

国は、令和 8 年 3 月までに基幹業務システムの標準化を進めるとしていますが、多くの町村では移行費用、運用費用ともに想定を超えて大幅に増加する見込みです。そのため、将来にわたり町村の財政運営に影響を及ぼすことは明白であり、国が一段と踏み込んだ支援策を講じることが必要です。

マイナンバーカードの普及促進に沿って利活用の機会を増やし、住民にとって利便性の向上が実感できる仕組みを構築していくとともに、情報化に向けた通信基盤の整備を推進していくなど、全体的に均衡ある DX の推進を図っていく必要があります。

9 人権擁護の推進

インターネット上の誹謗中傷が多発していることから、人権侵害情報の適切な削除等、違法・有害情報への対策を強化し、人権侵害を防止するための実行性のある対策を講じること。

<現況・課題>

町村では、インターネット等を悪用して行われる特定の個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別的行為、人権侵害事案に対する対応に苦慮しています。

令和 7 年 4 月に、情報流通プラットフォーム対処法が施行され、インターネット上における誹謗中傷等に係る一定期間内の削除申出への対応などの規制が設けられたので、実効性のある対策を強化することが必要です。

10 地域医療・保健体制の充実

1 医師の確保

- (1) 地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付け、地方の病院勤務で若手医師のスキルアップが担保される仕組みなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する体制を早急に確立すること。

また、医師と地域をマッチングするための相談窓口の充実や地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

- (2) 産婦人科医、小児科医、麻酔科医の不足は、地方にいくほど深刻度が増すため、どこに住んでいても、安心して出産できる環境が保障されるよう、地方の産婦人科医、小児科医、麻酔科医を確保する仕組みを大学医局と構築すること。

<現況・課題>

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、医療サービスに対する需要の多様化、医療技術の高度化等を背景に、医師の育成、確保が求められています。

このような中、本県の医師数の状況を見ると、医師総数自体は緩やかに増加していますが、都市部に医師が集中する地理的偏在が顕著であり、町村等の地域の拠点病院・診療所等において医師が不足しています。このため、長野県内のみでは医師を賄うことができず、地域医療を維持するために、東京・名古屋方面と連携を図って医師の確保に取り組んでいる状況です。

特に産婦人科については、分娩の取扱いが休止となる医療機関が続出するなど、地元の地域での出産ができない状況が相次いで発生し、深刻な事態となっており、国において、医師不足地域に十分配慮したきめ細やかな制度を講じるなど、実効性を高めるような仕組みを早急に構築することが必要です。

さらに、地域で安心して出産ができるためには、産婦人科医だけでなく麻酔科医、小児科医も確保していく必要があります。

2 薬剤師等の確保

薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就労環境の整備を促進し、地域偏在の解消と地域への定着を実現すること。

<現況・課題>

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、保健医療サービスに対する需要の多様化、医療技術の高度化等を背景に、保健・医療等の従事者の育成、確保が求められています。

医療従事者数の状況を見ると、本県は全国的に高い水準にありますが、偏在が顕著であり、小規模町村の拠点病院・診療所等においては、医療従事者が不足している状況です。また、小規模町村においては、保健師等の人材確保が困難になってきています。

ついては、国において、医療従事者不足地域に十分配慮したきめ細やかな施策を講じるとともに、医療従事者の養成確保と勤務環境の改善が必要です。

3 公立・公的病院等への支援

- (1) 不採算部門を抱える公立・公的病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化を図るため一層の財政支援措置を講じること。
- (2) 物価高騰、賃金上昇に適切に対応した診療報酬改定を行い、公立・公的病院の経営状況を圧迫しないこと。
- (3) 大規模災害時における医療サービスを継続するため、医療従事者の確保に係る支援を行うこと。

<現況・課題>

地域医療の確保のため重要な役割を果たしている公立・公的病院は、近年、多くが経営悪化や医師不足に伴う診療体制の縮小を余儀なくされるなど、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況となっています。

また、地域医療を支える公立・公的病院の確保は必要不可欠であり、国の財政措置は重要な施策の一つです。人口減少社会において、病院経営も厳しい状況にある中で、人口減少等を要因とする不採算部門を抱える公立・公的病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化を図るためにも一層の財政支援措置を求めるものです。

11 感染症等予防対策の推進

- 1 おたふくかぜ等の有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財政措置を講じた上で、早急に予防接種法における定期接種の対象とするとともに、町村負担の実態に即した国庫補助を講じること。
- 2 町村のがん検診受診率向上のため、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金に係る予算を増額し、対象者と補助率の拡大を図ること。

<現況・課題>

子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支えていくため、予防接種施策を総合的に推進し、予防接種事業が円滑に実施できるよう必要な財源を措置するとともに、国の責任において安定的かつ継続的に実施し得る体制を整備する必要があります。そして、任意接種である「おたふくかぜ・ヒトパピローマウイルス感染症（男性）」が、定期接種化されることで、感染症による生命の危機を防ぎ、重症化・後遺症化の予防につながることを期待されます。

日本人の死因の第1位であるがんについて、早期の発見を促すためには、がん検診の受診率向上が不可欠であり、補助対象者と補助率の拡大が必要です。

12 社会福祉制度の充実

1 障がい児（者）の支援体制の強化

(1) 発達障がい児（者）の早期診断による、早期支援並びに幼児期から学齢期、就労までの一貫した支援を強化するため、発達障がいの疑いのある児（者）及びその家族への適切な指導・助言ができるよう、専門的知識を有する人材の養成・確保や相談・支援体制の更なる充実を図ること。

(2) 障がい者が地域社会で安心して暮らせるよう町村が実施する相談体制等の整備や啓発活動、社会的障壁の除去のための施設の構造の改善及び設備の整備等の取組に対し、財政支援及び人材の育成・確保に対する支援を充実させること。

また、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設すること。

さらに、町村が円滑に障がい者雇用を進めるには、支援体制の構築が必要であるため、国は財政支援等の適切な措置を講じること。

(3) 地域生活支援事業は、全ての利用希望者にサービスが行き渡るように、国の責任において必要な予算総額を確保し、地域住民の障害福祉を担う町村の過度な財政負担を軽減するよう、対象事業費の 50/100 を確実に補助すること。

(4) 障がい者が 65 歳以上となっても長期施設入所が可能となるよう、制度の弾力的な運用を図ること。

(5) 障害福祉サービスの重度訪問介護等の支給

① 「障害者自立支援給付費補助金」及び「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業国庫補助金」の補助率を拡充し、実施主体となる自治体の負担軽減を図ること。

② 自立支援給付の実施主体となる自治体を、居住実態のある地ではなく、現に住民票のある地とすること。

(6) 行政処分等に伴い徴収困難となった自立支援給付費等について、市町村のみに財政負担を強いる国庫負担金等の返還制度の見直しを行うこと。

< 現況・課題 >

発達障がいの疑いのある子どもは年々増加傾向にあり、一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な指導及び支援が求められています。しかしながら、発達障がいの専門的知識を有する者が不足する町村にあっては、発達障がい児に対する療育支援や保護者等に対する相談支援体制が整わないなどの課題があります。支援体制強化のための財政措置、人材確保等や相談支援体制の充実など、更なる拡充が必要です。

障害者総合支援法の改正により、障がい者が地域で安心して暮らせるよう相談窓口となる「基幹相談支援センター」や、精神障がい者の生活を支援できるよう「地域生活支援拠点等」の整備が努力義務化されました。社会福祉施設整

備事業については、予算額が限られており、採択されない状況があるため、予算額の拡充が必要です。また、地域生活支援事業では、補助率が 50/100 以内であり、年度によって補助率が異なっており、安定したサービスを提供するためには、予算額の拡充と補助率を一定にする必要があります。

65 歳以上の障がい者における障害福祉制度と介護保険制度の関係については、「保険優先の考え方」に基づき、まずは介護保険サービスを利用することとなりますが、町村が認める場合は、障害福祉サービスを受けることも可能です。しかし、特に施設の長期入所に関しては、介護施設側で障がい者の対応ができない場合も多いため、当事者の実情を踏まえて受け入れ態勢の改善がされるよう、制度のより弾力的な運用が求められます。

また、強度行動障害を伴う重度自閉症者等の支援体制について、安心して在宅生活を送るために、家庭での対応が困難な緊急時や必要時には、地域の実情に応じ、受け入れられる医療体制や支援体制の確保が必要です。

障害福祉サービスの中でも重度訪問介護は、利用者の状況により 24 時間体制の支援が必要な場合、自治体の負担費用が過大となっても支給決定を拒むことはできません。療養等で住民票を異動することなく居住されている方が、障害福祉サービスを希望された場合、住民票のある自治体ではなく、居住実態のある自治体で支給決定を行うため、重度訪問介護など費用が高額なサービスでは、負担が大きいです。

自立支援給付費等（国負担 1/2）について、指定障害福祉サービス等事業者による不正利得があった場合、市町村は事業者に返還を求め、その財源を以て国庫負担金を返還します。しかし、返還金を徴収できなかった場合、市町村が肩代わりして国庫負担金を返還する酷な制度となっています。

2 保育制度等の充実

- (1) 質の高い保育を提供するため、保育士の養成や処遇改善の充実など、一層の人材確保対策に取り組むこと。
- (2) 小規模町村においても広域連携等により、利用しやすい病児・病後児保育を実施できるよう、補助対象の拡大と、財政支援の充実を図ること。
- (3) 未満児保育の無償化の財源については、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。
- (4) こども誰でも通園制度については、市町村の実施状況等を踏まえるとともに、人材確保に地域間格差が生じないように、地域の実情に合わせて円滑に実施できる制度設計とすること。

<現況・課題>

質の高い保育の提供のため、人材確保対策が必要不可欠です。

また、近年、核家族化が進み、病児・病後児保育の需要が高まっています。小規模町村においては、病児・病後児保育の実施にあたり、人員配置のための人材と財政の確保が課題となっています。安心した子育て環境を提供するには、地域差のない病児・病後児保育の整備が求められています。

0 歳から 2 歳までのこどもたちについては、住民税非課税世帯の保育料は無償化されましたが、そうでない世帯については、地方自治体の財政力等によって無償化している場合とそうでない場合があります。

したがって、3 歳未満児の保育料負担の地域間格差を是正するために係る費用の国庫負担の増額が必要です。

3 児童福祉制度等の充実

- (1) 児童虐待防止のため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、市町村の体制整備に必要なかつ十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉司や児童心理司等の専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。
- (2) 児童虐待対応等について、市町村と児童相談所の実効的な連携強化を図ること。また、複数の市町村が、圏域単位での児童虐待情報を共有・協働できる体制を構築すること。

<現況・課題>

長野県は5つ（中央、佐久、諏訪、松本、飯田）の児童相談所で全県を分担しているため、広範囲の市町村を担当する児童相談所職員は、移動に多くの時間を要し、児童相談所の不在時間が長くなります。虐待対応は回数と時間を要するため、職員の負担が大きく、児童虐待等の相談件数が年々増加していることも踏まえ、適切な児童相談所の設置が求められています。

4 医療費助成制度への対応

- (1) 地方自治体の財政力等によって地域間格差が生じることなく、すべての町村が積極的にこども・子育て支援に取り組むことができるよう、「こども医療費助成事業制度」を全国統一的な制度として実施するために必要な財政支援を行うこと。
- (2) 県境を越えた福祉医療の現物給付化は、各都道府県、市町村の共通課題であるため、全国一律のシステム構築により、利用者の償還払いの負担軽減を図ること。

<現況・課題>

少子化対策として、既に全国の自治体でこども医療費の助成が行われています。国全体で少子化対策を考える上では、自治体の財政力によって格差が生じないように、全国一律の制度での無料化が必要となっています。

5 国民健康保険制度の安定運営の確保

- (1) 今後の医療費の変動や加入者の動向を踏まえ、地域の実情に応じた財政支援を講じる等、安定的な運営基盤の強化を図ること。
- (2) 高齢化による医療費総額の増加に対応するため、国庫負担金割合の引上げを行うなど更なる財政基盤の強化を図ること。
- (3) 国保総合システムの開発に伴う費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- (4) こどもに係る均等割保険料（税）の軽減措置については、国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を18歳まで拡大すること。

＜現況・課題＞

平成 30 年度から国民健康保険制度の財政運営の主体が都道府県となり、新たな制度が施行されています。本県においては、今後も高齢化がより進むことによる医療費の増額や保険料負担増が免れない状況であることから、国による財政基盤の強化が不可欠となっています。

また、保険料水準の標準化については、被保険者や市町村に与える影響が多いため、十分に検討を重ねた上での実施が必要であり、国においても適切な助言が必要となっています。

国保中央会が進めている国保総合システムの次期開発にあたり、国が求めている社会保険診療報酬支払基金の審査支払システムとの整合性や、システムの最適化などを実現するためには、積立により準備してきた財源を大幅に上回る費用が必要で、多額の財源不足が生じ、保険者や被保険者の負担でまかなうことは現実的ではありません。

6 介護保険制度の円滑な実施

- (1) 高齢化による被保険者の増加に伴い、サービス利用者が大きく増加する中、介護保険制度を安定的に運営するため、国庫負担金割合の引上げや、普通調整交付金の計算方法を見直す等、財政基盤の強化を図ること。

また、介護報酬の改定にあたっては、地域の実情も勘案し町村の意見も踏まえて保険料に及ぼす影響に留意するとともに、物価高騰、賃金上昇に適切に対応し、給付と負担の均衡に配慮すること。

- (2) 介護給付費の増加による被保険者の保険料の更なる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため、国は責任をもって財源を確保するとともに持続可能な介護保険制度の確立を図ること。
- (3) 介護サービスを支える介護人材の確保のため、介護人材の広域的確保等を行うとともに、介護サービス基盤の整備や、外国人介護人材を含めた介護従事者の養成、処遇改善を行い、離職防止に取り組むこと。

＜現況・課題＞

介護保険制度は、高齢化の進展や制度の定着化とともに利用者が増加し、要介護者の増加による給付費の増大、介護を担う人材不足や保険料負担の増大などの課題に直面しています。

令和 4 年現在の県内の介護職員数は 3.8 万人で、国の推計によると、2040 年には 4.8 万人の需要が想定され、人材不足の深刻化が見込まれています。既に人手不足により、介護施設の稼働率を 100% にできない地域も顕在化しており、外国人介護人材を含めた介護人材の養成体制確立に国を挙げて取り組み、人材確保を図る必要があります。

超高齢社会を迎える中、介護離職者ゼロによる一億総活躍社会の実現に向け、同制度が持続して運営でき、利用者へ適切なサービスが提供できるよう更なる充実を図るとともに、地域間の介護サービスの格差が生じないように、国において所要の措置を講じる必要があります。

13 環境保全対策の推進

1 不法投棄防止対策の推進

大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理費用や処理施設の確保については、被災町村の負担とならないよう、国において財政措置を含めた万全の財政支援を講じること。

<現況・課題>

町村においては、不法投棄の監視体制の強化など不法投棄の未然防止に取り組んでいるところではありますが、不法投棄は後を絶たず、町村は投棄された廃家電等の処理に相当の負担を強いられている状況にあります。

ついては、不法投棄を未然に防ぐため、国・県・市町村・住民が一体となって、不法投棄を撲滅するための取組を強化する必要があります。

2 生活排水施設整備の推進

農業集落排水施設やし尿処理施設等の生活排水関連小規模施設の維持管理には、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化による経費の増加の課題に対応し、サービスを将来にわたり安定的に提供できるよう、十分な国庫補助を講じること。

<現況・課題>

農業集落排水施設等の小規模施設は、統合が進められる中、その運営は財政的に厳しく、町村の実情に応じた十分な財政支援が必要です。

また、し尿や浄化槽汚泥の処理について、下水道施設を共同処理するためのし尿等投入施設への補助事業の創設など、サービスを将来にわたり安定的に供給していくため、十分な財政措置が求められています。

3 自然環境の保全整備の推進

世界を魅了する山岳観光県として、山岳環境への影響軽減や多様な登山者の要求に対応できる環境整備のため、山岳環境保全対策支援事業を継続し補助対象の拡大と十分な財政措置を講じること。

また、国立・国定公園内の登山道の巡視や維持補修、周辺環境の美化活動等に対して、財政支援を講じること。

<現況・課題>

本県は、雄大な山岳やさわやかな高原、美しい景観、優れた雪質のスノーリゾート、多様な魅力にあふれる温泉など素晴らしい自然環境を有し、四季を問わず多くの観光客や登山者が訪れています。

特にアフターコロナにおいて、近年の登山ブーム、山の日制定や信州デザインレーションキャンペーン等による、更なる登山者の増加が見込まれる中で、山岳環境の整備は急務であり、山小屋トイレ等の整備による環境負荷の軽減と、多様な登山者の要求に対応する必要があります。

また、山岳環境とともに、自然公園等の道標や看板、遊歩道についても整備を進め、特色ある豊かな自然環境を活かした観光振興を、総合的に推進していく必要があります。

4 特定外来生物の防除に対する支援

地域の自然環境や農林漁業へ被害を及ぼす特定外来生物は、旺盛な繁殖により駆除対策が急務となっているため、駆除剤の早期の開発や十分な財政支援等の地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。

<現況・課題>

外来生物法の一部改正（令和4年5月18日公布）により、地方公共団体での防除の円滑化を図るため、国、都道府県、市町村に関する責務規程が創設されたところです。

町村では、特定外来生物に指定されているアレチウリ、オオキンケイギクなどの駆除について、町村職員、地域住民、関係機関職員がボランティアで作業を実施していますが、年々生息域が拡大する一方で、駆除が追い付かない状況にあります。

駆除は手作業となるため、多くの人員が必要になるとともに、作業も年数回行なう必要があり、かなりの時間を要します。

特にアレチウリは繁殖率が高く、他の植物に覆い被さりながら植生を広げる特徴から、農林業や地域の生態系への影響が懸念されるため、駆除作業軽減に向けた駆除剤の開発や駆除作業従事者への支援をより一層図る必要があります。

14 地域経済活性化対策の推進

1 地域経済の再生・回復に向けた取組の強化

- (1) 国内外の経済環境のめまぐるしい情勢変化や世界情勢の緊迫化に伴う原油や物価の高騰、後継者対策、物流問題等によって、地域経済は一層疲弊し深刻な状況が続いていることから、実情に応じた支援策を展開し、地域経済の回復まで切れ目のない対策を講じること。
- (2) 原油価格・物価の高騰により経営が悪化している地域商工業者に対し、金融、税制、各種補助事業等を継続し、その拡充を図ること。

<現況・課題>

経済は、一部に足踏みが残るものの緩やかに回復しているとされていますが、国際情勢の緊迫化に伴う原油・原材料や物価の高騰、後継者対策や物流問題等により地域経済は疲弊し深刻な状況が続いています。複数の要因が重なる深刻な状況において、地域経済を支える事業者等に対する事業継続や事業再構築等の支援が必要です。

2 グリーン（脱炭素）社会の推進

- (1) 2050年のゼロカーボン実現に向けては、地産地消型（水力・地熱・バイオマス・太陽光等）のエネルギーシステムの構築や、次世代蓄電池をはじめとする脱炭素技術の導入支援等により、地域活性化を推進するとともに、災害時におけるエネルギー供給の確保のため、地域による小規模な取組も含めた積極的な導入支援や、十分な財政支援措置を講じること。
- (2) 地域脱炭素ロードマップを着実に推進するために、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和と予算の大幅拡充を行うこと。
- (3) 太陽光発電パネルの製品寿命を経て、2030年後半以降、太陽光発電設備の大量廃棄が見込まれることから、発電事業終了後、設備が放置されることが無いよう、再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度の活用も含め、関連する法律・制度等を適切に運用するとともに、発生量のピークに合わせて計画的に対応できるよう実効性のある対策を講じること。

<現況・課題>

地域脱炭素は、2050年カーボンニュートラル目標達成のために必要不可欠であるとともに脱炭素を経済成長と結び付け、地域の強みをいかした課題解決や魅力と質向上に繋げる機会とするため、脱炭素先行地域をはじめとして、多くの町村のグリーン（脱炭素）化施策を推進する必要があります。

また、県では2050年のゼロカーボンを目指し、令和元年12月に「気候非常事態宣言～2050ゼロカーボンの決意～」を表明し、県下の全77市町村から賛同を得るとともに、地域主導型の自然エネルギー創出事業等に対して財政支援措置を講じています。引き続き、再生可能エネルギー事業への支援が必要です。

15 農業・農村対策の推進

1 農業・農村施策の推進

(1) 農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしており、農村政策と農業政策は密接不可分であることから一体的に推進すること。

(2) 食料安全保障の観点から、国際情勢の変化や地球温暖化が引き起こす気候変動等に長期的に対応し得る農業の生産力を強化し、農村の活性化に向け、将来を見据えた万全の対策を講じること。

また、食料自給率の目標達成に向け、国民に安全・安心な農産物を安定して供給できる体制を整備するとともに、食料自給力の維持・向上を図ること。

(3) 米価を中心とする食料価格の高騰に対して、需給と価格の安定化に向けた対策を着実に推進するとともに、生産者が安心して営農を継続できるよう有効な所得向上対策を講じること。

(4) 日本型直接支払制度の各事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務分担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運用できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。特に多面的機能支払交付金については、農地・農業用水路等の保全を推進するため、支援策の充実・強化を図り、施設の長寿命化等に対する必要な財源を確実に確保すること。

(5) 農業経営の安定的な経営と競争力の強化を図るため、燃料、資材、飼料、肥料等の価格の急激な高騰により農家の経営が深刻な影響を受けていることから、補填対策等の拡充を行うこと。

(6) 水田活用の直接支払交付金等については、生産現場の課題等を把握し十分に検討した上で、就農意欲の低下や耕作放棄地の増加につながることをないよう、実態に即した運用を図り、所要額を確保するとともに、情報の周知と丁寧な説明を徹底すること。

また、畑地化促進助成については、畑地化転換後においても安定的な経営ができるよう支援を継続するとともに所要額を確実に確保すること。

- (7) 米政策の推進に当たっては、需要に応じた生産を着実に実施するため、生産者に対し、きめ細かな情報提供を行うとともに、風土や環境等に配慮した地域の生産方法等の実態に応じた支援策を講じること。

また、経営所得安定対策を継続して推進していくためにも、地域農業再生協議会への財政支援の拡充を行うこと。

＜現況・課題＞

我が国の農業・農村は、国民に食料を安定供給するとともに、その営みを通じて国土の保全などの役割を果たしております。しかしながら、食料・農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、人口減少や高齢化等、大きく変化しています。

小規模農家が多く、耕地面積の約7割が傾斜地などの条件不利地という状況にある長野県においては、効率化一辺倒では整理出来ない地域の実態があり、その実情を配慮した政策を確立する必要があります。

2 地域農業の担い手育成・確保

- (1) 新規就農者育成総合対策については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、年齢制限等の交付要件の緩和に加え、交付額を拡充し、所要額を十分確保すること。

また、一層活用しやすい制度の運用を行うこと。

- (2) 「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」に基づき、低廉な機器の開発及び普及促進を図り、中山間地農業を担う小規模農家や高齢者農家等、多様な形態の農業者がそれぞれの状況に応じて活用できるよう、既存の措置に加え財源対策の拡充を図ること。

＜現況・課題＞

担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増加等により、農業は危機的状況にあります。新規就農者の就農後の定着促進を図るとともに、担い手の育成や後継者確保のための環境整備にかかる支援制度の充実など積極的な施策が求められています。

3 農業基盤整備の推進

- (1) 農業農村整備事業は、農業の持続等に不可欠であるため、必要な予算を確保すること。特に、農業用水利施設は老朽化による機能低下や大雨等による災害の発生も懸念されるため、中長期的な保全管理及び土地改良区の運営基盤強化を図ること。

また、町村の技術者不足が大きな課題となっているため、技術者の確保及び継続的な技術支援を図ること。

- (2) 農業用水利施設や農道における橋梁、トンネル等については、多くが更新時期を迎えることから、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、技術系職員の不足により、老朽化したインフラの点検・改修等に支障が生じる懸念があることから、国や県による人的支援や民間事業者の活用に対する支援に加え、財政支援の拡充を図ること。

- (3) 食料生産の基盤である農地の確保と効率的利用を図るため、実効性のある荒廃農地対策を推進すること。

- (4) 中山間地域における様々な不利な条件を早期に改善するため、中山間地域農業農村整備事業において町村が必要とする事業が計画的に実施できるよう、予算を十分確保すること。

- (5) 持続可能な営農環境を整備し、営農者が安心して農業に従事できるよう、農業農村整備事業による小水力発電の売電収入について、土地改良施設全般の更新にも使えるよう使途要件を緩和すること。

<現況・課題>

長野県は、積雪寒冷地域や中山間地域など、農業を営むにあたって厳しい条件を多く抱える中で、農業生産基盤の整備により基幹産業として農業が支えられ、国民への食料の安定供給に貢献してきました。

農業が今後も持続的に営まれ、安全・安心な食料の安定供給と食料自給率の向上に資するよう、農地や老朽化した農業用水利施設をはじめ、農村の基盤整備を継続的に行っていく必要があります。

16 野生鳥獣被害対策の推進

1 野生鳥獣被害対策の拡充

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取組を積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策をさらに推進するとともに、捕獲活動及び侵入防止柵の整備等対策の一層の拡充を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金の充実等必要な財源を確保すること。

また、人と野生鳥獣との生活圏の棲み分けを推進するため、緩衝帯の整備など生息環境管理のための取組に対する支援を充実させること。

2 広域捕獲の強化

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、責任を持って鳥獣被害対策を講じること。

3 駆除従事者の育成・確保

新規銃猟者の育成と確保及び専門的知識を有する人材の養成を図るとともに、狩猟者の負担軽減を図るため、狩猟免許更新費用の支援など、捕獲活動経費に対する支援の拡充を図ること。

4 人的被害等を及ぼす有害鳥獣への対処

現場において混乱が生じることなく町村及び従事者が安心して鳥獣被害対策が実施できるよう、緊急捕獲の役割分担や体制整備を図るなど、改正された鳥獣保護管理法を適切に運用するとともに、銃猟の実施や捕獲従事者の社会的重要性について周知徹底に努め、クマ類等の捕獲に対する国民の理解促進を図ること。

< 現況・課題 >

野生鳥獣による農作物被害は、依然として高い水準にあり、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、深刻な影響を及ぼしています。

これまで町村は、被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しながら侵入防止柵の整備や研修会の開催など、地域ぐるみの被害防止活動を進めてきましたが、今後も継続的に被害対策に取り組んでいくためにも、予算の確保が必要です。

また、改正鳥獣保護法により、野生鳥獣の捕獲対策の強化が図られていますが、引き続き駆除従事者の育成・確保は大きな課題であるとともに、有効な技術の開発や専門家の育成が望まれます。

更には、生息域の拡大を効率的に防止するため、国や他県等と連携した広域的な捕獲対策の推進を図るとともに、人的被害を及ぼすツキノワグマをはじめとする有害鳥獣への対策が必要です。

17 森林・林業対策の推進

1 森林・林業基本計画の推進

森林・林業基本計画に基づき、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等により、林業・木材産業の持続性を高めながら、脱炭素化の取組を推進し、地域資源を活かした山村の活性化を図ること。

<現況・課題>

令和3年6月15日に閣議決定された「森林・林業基本計画」では、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現する計画が策定されました。この目標を達成するため、十分な予算額を確保するとともに、具体的な進展が図られるよう総合的な支援が必要です。

2 森林整備の推進

(1) 森林整備の着実な推進と荒廃山地の復旧等を図るため、主伐、再造林による適切な更新を促進するとともに、間伐、路網整備等に必要な森林整備事業予算の拡充を図ること。

また、森林整備は傾斜による違いなどで労働生産性が大きく異なるため、自然条件や社会的条件が不利な地域でも事業が実施できるよう、地域の実情に合わせた支援の強化を図るとともに、林業事業体への支援及び活用を強化すること。

(2) リモートセンシング技術の活用や地籍調査との連携等により、森林境界明確化が一層推進するよう、補助制度の拡充・創設を図ること。

(3) 林業の担い手確保のための支援や、労働安全衛生対策の支援を強化し、林業従事者が安定して働くことができるよう支援を講じること。

また、スマート林業を推進するため、低廉な機器の開発及び普及を進めるとともに、一層活用しやすい環境を整備すること。

(4) 森林環境譲与税については、森林整備等を着実に進め、山村地域等の再生に一層取り組むことができるよう、配分のあり方について引き続き検討するとともに、国民に対して制度理解の醸成を積極的に行うこと。

<現況・課題>

山林の荒廃を食い止め、森林資源の活用による地域産業の活性化を図るうえで、森林整備は喫緊の課題となっています。

主に、森林組合をはじめとした事業体が、森林整備を実施していますが、補助事業の事業単価が低いため、林業が産業として成り立ちにくくなっており、経営状況が悪化しています。

そのため、補助事業の事業単価を実態に応じた価額に引き上げるとともに、急傾斜地等、自然条件や社会的条件が不利な地域においても事業が継続できるよう積極的な支援が必要です。

また、林業従事者は減少傾向で推移しており、既就労者も高齢化が進んでいます。一方、環境問題への関心や自然志向の高まりを背景にして、若年層の林業への関心が高くなっており、新規就業者を定着させていくためには、賃金を引き上げるとともに、安全で働きやすく魅力ある職場づくりなど、ICT等の先端技術も積極的に活用し、林業における働き方改革を行っていくことも重要です。

3 国産木材の利用推進

国産木材の利用を推進するため、公共・公用施設への利用に対する財政支援を拡充するほか、企業等民間における利用についても促進させること。

また、地域循環型社会の形成のため、木質バイオマス活用の促進に係る財政支援を拡充すること。

<現況・課題>

国内で適正に伐採・生産された原木を低コストで加工し、付加価値を高め、供給していく仕組みを確立し、力強い地域の林業・木材産業を再構築していく必要があります。

4 森林病虫害対策の推進

松くい虫等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や天敵の活用など、より効果的な駆除技術の研究開発、樹種転換・被害木の利用等を主体的に促進すること。

<現況・課題>

長野県における松くい虫の被害は、昭和56年に旧木曾郡山口村で確認されて以来、被害区域が拡大するとともに被害量が増大してきました。平成25年度に被害材積が78,870 m³と過去最高を記録し、その後は減少傾向にありますが、令和4年度から微増に転じていることから予断を許さない状況であり、引き続き被害状況に即応した的確な対策を推進していく必要があります。

被害拡大を解消するために、未発生地域における予防対策とともに、より効果的な駆除技術の開発や樹種転換等の促進、被害市町村が連携した防除対策が行える体制整備が必要となっています。

5 治山事業の推進

集中豪雨や地震などの自然災害に起因する山地災害を未然に防ぎ、地域住民の安全と財産を守るため、山地災害危険地区における治山事業を確実に実施できるよう所要額を確保すること。

<現況・課題>

長野県は県土の約8割が森林であり、起伏に富んだ急峻な地形や複雑な地質構造から、災害が非常に発生しやすい地理的条件にあります。これに加え、特に近年は梅雨や台風等による局地的な集中豪雨が頻発し、本県においても大規模な山地災害が発生しており、既存の施設の老朽化対策も含めた治山事業の推進が必要となっています。

18 産業人材確保の推進

1 地方での就労・就業支援

- (1) 地域社会の担い手となる人材の育成を図るとともに、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出、多様な主体の協働等によって多様な人材を確保し、地域社会の活性化を図ること。
- (2) 地方で就労し自立した生活を送りたい方と、人材を求める地方との連携や、就業面を中心とした相談支援等を行う取組を推進すること。

また、地域でスキルアップや起業を目指す方を対象とした支援を強化すること。

<現況・課題>

長野県では、大学進学や就職を契機とした県外への転出が多く、さらに、UIJターンする際の雇用の受け皿が少ないため、人材が大都市に流出しています。

一方で、コロナ禍を経て、都市部の過密リスクが認識され、テレワーク等による多様な働き方の増加もあり、地方回帰の機運が高まっています。これを好機として、地方への新たな人の流れを創出するため、移住人材と事業者の双方が活用しやすい仕組みづくりを進めることが重要です。

2 外国人労働者の就労環境の整備

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に盛り込まれた施策を推進し、共生社会の実現を図ること。

また、技能実習の新制度として創設される「育成就労制度」の制度設計に当たっては、地域が必要とする分野において外国人材が活用できるよう検討するとともに、外国人労働者の適切な労働条件の確保と安全管理等を徹底すること。

<現況・課題>

日本で就労する外国人は、令和6年10月末時点で約230万人と過去最高を記録しています。外国人が適切に行政サービスを享受し、共に生きる社会の一員として包摂されるとともに、責任ある社会の構成員としての行動を促すことにより、外国人を含む全ての人が安全・安心に暮らすことができる社会を形成していく必要があります。

また、外国人労働者の技能実習制度にかわり、新たに創設される育成就労制度については、外国人の人権を適切に保護するとともに長期にわたって地域の産業を支える人材を確保できる制度となることが重要です。

19 観光振興対策の推進

1 旅行者を地方に誘客するための施策の推進・支援

地域への経済波及効果の高い観光産業の活性化に向けて、インバウンド等の多様な旅行需要に対応できる受入環境を整備するとともに、国内外に対する誘客の強化を図ること。

また、観光産業の人材不足解消のために、賃上げにつながる労働生産性向上や外国人材を含む人材確保への支援を充実させること。

2 地域資源を生かした観光振興

観光需要の変化に対応した観光地域づくりなど、町村の特色ある地域資源を活かした観光振興事業に対する交付金制度の創設など財政支援を図るとともに、山岳高原等において情報通信格差が生じることが無いよう、通信基盤の整備を促進すること。

また、自然環境の保全や、地域文化財の保全及び観光事業への活用を図るための施策に対する財政支援を図ること。

<現況・課題>

地域の食や景観、文化芸術等の地域資源に対する国内外の評価は着実に高まっており、2024年には訪日外国人旅行者数が過去最高となるなど、観光産業は地域経済の活性化や雇用創出が強く期待される分野となっています。

観光産業の一層の発展のためには、地域独自の観光資源を活用した観光サービスの高付加価値化が必要不可欠であるため、地域の特色ある取組に対する支援を充実させることが望まれます。

雄大な山岳環境、多様な自然環境を有することは、長野県の強みであり、財産であることから、山岳の環境保全を図るとともに観光などの利用増進に資する施策が求められます。

また、リニア中央新幹線の開業や信州まつもと空港の国際定期便就航により、交通の利便性向上はもとより、交流人口の拡大などが期待されることから、観光誘客のための環境整備に対する支援が必要です。

3 スキー産業の振興

自治体所有のスキー場の環境整備を進めるため、観光その他の事業債に対する交付税措置や幅広い事業者が活用できる補助制度の拡充・創設など地方財政措置の充実を一層強化するとともに、投資を促進するための施策を実施すること。

また、冬の観光産業を支えてきた地域のスキー場が、インバウンドも含めたスノーリゾートとして対応できるよう、老朽化した索道施設等の更新・導入等への助成制度の創設や誘客促進のための情報発信など、事業継続や活性化に向けた取組に対する支援を推進すること。

＜現況・課題＞

本県は優れたスノーリゾートとして発展してきましたが、近年、趣向の多様化、若年層の減少などにより長野県内のスキー産業は低迷が続いております。加えて、近年の雪不足や燃料価格・電気料金、人件費等の上昇を受け、スキー産業は更なる打撃を受けております。

このような中、今後もスノーリゾートとしての長野県の魅力を向上させていくため、スキー場を抱える地域を支援する必要があります。

20 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実

1 道路の整備促進

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図ること。
- (2) 地域間の連携強化、交流拡大及び産業の発展に関して重要な役割を担う地域高規格道路の整備を促進するため、必要な財源を確保すること。
- (3) 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるとともに、県が管理する国・県道の整備及び日常的な維持管理が促進されるよう、必要な財源並びに人的体制を確保すること。また、安全・観光の面から歩道・信号機等についても地域の要望に応じた設置を促進すること。
- (4) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進や安全確保を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等については更新を含めた建設、改築が確実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。
また、重点配分の決定に際しては、町村の意見を十分反映すること。
- (5) 急峻な地形を通る国道等においては、雨量規制区間が存在し通行止め等が発生することで地域の生活や産業活動に支障をきたしているため、こうした区間の雨量規制の緩和及び解消に向けた技術的・構造的対策の推進を図るとともに、道路の信頼性向上のため必要な財源を確保すること。
- (6) 能登半島地震を教訓とし、幹線交通網や緊急輸送路とその代替ルートの整備、集落が点在する地域の生活道路の早期復旧・アクセス改善など、災害・事故発生時に備えた多様な交通経路の確保・改善に向けて、必要な財源を確保し、継続的な支援を行うこと。
- (7) 重要物流道路及びその代替・補完路の指定に当たっては、地域の意見を十分に反映すること。また、指定された該当道路の機能強化及び整備促進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

- (8) 「緊急自然災害防止対策事業」は、道路の法面・盛土の災害防止や構造物の予防保全、渡河部の橋梁や河川近接道路の流失防止など、町村が実施する防災・減災対策を柔軟に支援する有効な制度であり、更なる防災・減災・国土強靱化の推進に向け、対象事業の拡充と財政措置を強化するとともに、制度の延長または恒久化を図ること。

＜現況・課題＞

道路は、産業の発展や国民生活の利便性の向上、災害時における緊急輸送や救急医療など、欠くことのできない重要な社会基盤ですが、長野県内の道路網は未改良区間も多く存在し、そのネットワーク機能が十分発揮されるには至っておりません。

また、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の配当額が要望額に満たない状況にあり、道路建設に当たっての用地買収や橋梁の架橋が計画通りに進まない状況となっています。

道路網の整備を「費用対効果」で画一的に捉えることなく、地域の実情を十分考慮し、遅れている町村の道路整備を一層推進していく必要があります。

2 リニア中央新幹線に関連する基盤整備促進及び工事に伴う町村への支援

- (1) リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路やリニア駅の関連施設等の整備促進を図るとともに、必要な予算を別枠で確保すること。また、東京・品川-名古屋間の早期開業が実現できるよう万全を期すこと。
- (2) 工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、地元自治体の意見を十分勘案するよう、JR 東海への指導・監督を行うこと。
- (3) リニア中央新幹線の工事に伴い、住民生活の安全安心を確保するために、地元自治体を実施する環境影響評価に係る独自調査や、地元リニア対策会議等に係る人的・財政的支援措置を講じること。

＜現況・課題＞

リニア中央新幹線による利便性の向上や経済効果をより広範囲に波及させるためには、長野県内各地から中間駅への幹線道路等の整備、隣接県との連携を図る必要があります。

また、工事車両が道路を多く通過することによる周辺的生活環境の悪化や、工事による水源への影響、観光産業への影響が懸念されます。よって、事業主体である JR 東海を管理監督するとともに、住民の不安解消に向けた自治体独自の取り組みや、その工事に付随する経費として財政支援等を講じる必要があります。

3 インフラ老朽化対策の充実

(1) 社会資本の多くが更新時期を迎えることから、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、技術系職員の不足により、老朽化したインフラの点検・改修等に支障が生じる懸念があることから、国や県による人的支援や民間事業者の活用に対する支援に加え、財政支援の拡充を図ること。

(2) 橋梁・トンネルの修繕や点検については、技術的支援の体制整備や更なる財政措置を講じること。

特に、跨高速道路橋や跨線道路橋の点検や修繕等については、管理者である町村の財政負担が大きいため財政支援の拡充を図ること。

<現況・課題>

地域の生活・産業を支える社会資本の多くが高度経済成長期に整備され、老朽化が急速に進行しています。こうした施設の大半を管理する市町村では、点検・修繕を担う技術系職員が不足しており、財源とともに国・県・市町村が連携した計画的な対策が求められています。

長野県では、補助事業の制度化や橋梁メンテナンス支援協議会による研修、建設技術センターの技術支援などが実施されており、一定の支援体制は整っていますが、簡易点検では対応が困難な施設や、高額な修繕費を要する跨道橋・跨線橋などに対しては、町村の財政や人材では限界があり、技術・財政両面での更なる支援が不可欠です。

21 河川の整備促進

- 1 治水は防災・減災の観点において国の重要施策である。町村が堤防強化対策等の事前防災対策をはじめ、護岸の整備や堆積土砂の撤去、樹木伐採等の流域治水事業を計画的に実施できるよう、その意義の周知を図るとともに、必要な財源を安定的に確保すること。
- 2 「緊急浚渫推進事業」については、河川の氾濫による浸水被害等を防止するため、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、対象事業を拡充し、引き続き十分な財源を確保すること。
- 3 地方の意見や実績を十分踏まえ、上下流、右左岸のバランスを考慮しながら、直轄事業を着実に進めるとともに、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため千曲川等の河川について国による一元管理化を図ること。
- 4 町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修への更なる財政支援の拡充を図ること。

＜現況・課題＞

長野県内には千曲川、木曽川、天竜川をはじめ多くの河川があり、急峻な地形や脆弱な地質の影響で、台風や局地的集中豪雨時には堤防の決壊や河川の氾濫による甚大な被害の危険性が常に存在します。

こうした自然環境の下、町村が管理する河川の維持管理・改修には長期間にわたり財政や技術人材の不足が続いており、堤防強化や護岸整備、堆積土砂の撤去、樹木伐採等の維持管理が計画的かつ十分に実施できない現状にあります。

特に、準用河川改修事業等が適用されない普通河川の改修事業に関しては、町村の財政負担が重く、安定的かつ十分な財政支援が不可欠です。

22 砂防施設の整備促進

- 1 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策等を促進するとともに、必要な財源を確保すること。
- 2 土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進すること。
- 3 老朽化が進む既存の砂防、地すべり、急傾斜施設等の機能回復・向上を図るため、施設の維持管理に必要な予算を確保し、事業を推進すること。

＜現況・課題＞

長野県は急峻な地形と脆弱な地質のため、全国的に見て土砂災害危険箇所が多く分布しています。

このような中で、土砂災害危険個所の整備率は3割程度であり、事業費についても横ばいが続く厳しい状況ですが、特に緊急性の高い箇所は優先的に整備していく必要があります。

23 住宅等の耐震化の促進

- 1 耐震診断・耐震改修への補助制度については、安価な耐震改修工法等の普及を推進するなど、所有者の実情を十分に踏まえた上で経済的負担の軽減を図ること。
- 2 今後想定される大規模地震に備えるため、社会資本整備総合交付金による住宅の耐震改修に係る補助限度額を増額すること。
- 3 観光客をはじめ多くの人々が利用する宿泊施設の耐震改修は、事業者にとって負担が大きく耐震化が進まない状況にあるため、耐震診断・耐震改修に係る補助率の引上げ措置を継続すること。

＜現況・課題＞

個人所有の住宅や集落の寄合いなどでの集合場所となる自治会等が所有する集会所等は、耐震化が急務である一方で、所有者の自己負担額・割合が大きいなどの理由により、耐震化が進まない状況にあることから、実態を踏まえた制度の改善・運用が必要です。

さらに、観光立県である長野県では、観光客をはじめ多くの人々が宿泊施設を利用しますが、大規模建築物の耐震改修もより一層進めていく必要があります。このような中で、耐震度不足の施設であることによる客離れや改修工事期間中の減収などが懸念されることから、補助制度の拡充はもとより、幅の広い支援策の構築が必要となります。

24 空き家対策に対する総合的な支援策の充実

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、行政代執行や略式代執行、緊急安全措置、財産管理人選任申立等、町村が実施する空き家対策に要する費用に対する財政措置を拡充すること。

また、新築住宅への優遇措置を見直し、空き家の利活用を促すような税制上の措置を検討すること。

<現況・課題>

過疎化、少子高齢化が急速に進む中、適切な管理が行われていない空き家が増加してきており、防災、防犯、火災予防、衛生、景観、地域活性化などの面で全国的に問題化しています。

長野県においては空き家率も高く、町村では利活用や管理不全の空き家の除却など、その対応に苦慮している状況ですが、様々な要因により取組みが進まないことが指摘されています。

町村においては、空き家等対策計画の策定やデータベースの整備等に努めているところですが、厳しい人員・財政状況を抱える町村が、地域住民の安全性の確保や生活環境の保全等に向け、専門技術職員や財源を確保し、空き家等の対策を適切かつ円滑に実施できるような制度見直しが必要となっています。

25 冬期交通の確保

1 町村が除排雪体制の整備等を着実に実施できるよう、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る必要な財源を長期安定的に確保し、歩道の確保・堆雪帯の整備等、豪雪地帯の道路整備・道路交通確保を強力に推進すること。

2 大雪による交通網の麻痺は、食料や燃料等の物流の停滞をはじめ、住民生活に多大な影響を及ぼすため、積雪時の除排雪による交通の確保が円滑に行えるよう、国・県及び市町村の連携体制を強化すること。

また、高速道路の通行止めやチェーン規制の際に、国・県道をはじめ生活道路の機能に障害が発生しないよう対策を講じること。

<現況・課題>

北部を中心に県下市町村の概ね 1/4 にあたる 20 市町村が豪雪地帯に指定され、豪雪地帯を含む市町村の面積の合計が全県の約 4 割を占める長野県では、毎年の降積雪により住民の日常生活や産業の振興等に支障をきたしていることから、生活基盤を確保するための道路の除排雪など冬期交通の確保が課題となっています。

町村が万全の道路除雪ができるよう十分な道路除雪費等を確保するとともに、積雪時の除排雪による交通の確保が円滑に行えるよう、国、県及び市町村の連携体制を強化する必要があります。

26 地籍調査事業の推進

地籍調査事業は、災害からの迅速な復旧や課税の適正化等、土地に関する様々な施策の基礎資料であり、早急な整備が不可欠であることから、町村が実施する地籍調査事業を円滑に実施できるよう必要な財源を確保すること。また、リモートセンシングデータの活用など新手法の導入に対し、技術的・財政的支援体制の充実を図ること。

＜現況・課題＞

地籍調査事業の成果は、国土開発・保全のほか、災害時の迅速な復旧・復興や公共用地の適正管理、課税の公平性の確保等、土地情報資料として極めて重要な役割を担っています。しかしながら、昨今の財政事情や行政ニーズの多様化等により、地籍調査の実施に必要な予算や職員の確保が困難な状況となっています。

地籍調査事業の実施主体である町村が、事業を円滑に実施できるよう、十分な予算と支援体制の充実が必要となります。

27 上下水道施設整備の推進

- 1 上下水道事業が将来にわたり安定的に継続できるよう、統合、広域的な連携協力体制の構築にあたっては、国・県が主導的な役割を果たし、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実・強化すること。

また、地理的条件等により広域化が困難な小規模施設に対し、持続可能な運営に向けた財政・技術支援を講じること。

- 2 給水人口の減少に伴うダウンサイジングを含む再構築事業や、水質検査などの維持管理に要する費用について、町村の実情に応じた財政措置を充実・強化すること。

特に管路施設の更新に際し、近年頻発する自然災害に備え、上下水道施設の耐震性及び安全性強化のための技術・財政両面の支援を拡充すること。

＜現況・課題＞

上下水道事業は、人口減少による料金収入の減少、施設や管路の老朽化、耐震化の遅れ、さらには技術職員の不足や自然災害のリスク増加など、さまざまな課題に直面しています。

そうした課題を解決し、将来にわたって安定的かつ持続可能な上下水道事業を継続していくためには、施設の計画的な更新や耐震化、広域連携の推進、小規模施設への支援、専門人材の確保・育成などを通じて、事業基盤の強化を図ることが不可欠です。